

豊田市下水道区域外流入に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）、下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「令」という。）、豊田市公共下水道条例（昭和61年条例第41号。以下「下水道条例」という。）、豊田市污水处理施設条例（昭和43年条例第3号。以下「污水处理条例」という。）及び豊田市下水道規程（平成22年上下水道局管理規程第6号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、処理区域の外から下水道等に汚水を流入させることについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水道等 法第2条第3号に規定する公共下水道及び污水处理条例第2条第2号に規定する污水处理施設をいう。
- (2) 処理区域 法第2条第8号に規定する処理区域及び污水处理条例第2条第3号に規定する污水处理区域をいう。
- (3) 区域外流入 処理区域の外から排除される汚水を下水道等に流入させることをいう。
- (4) 排水施設 汚水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）をいう。ただし、排水設備は除く。
- (5) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備及び污水处理条例第2条第5号に規定する排水設備をいう。
- (6) 流域関連公共下水道 法第6条第5号に規定する流域下水道に接続する公共下水道をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、豊田市内において豊田市事業管理者（以下「管理者」という。）以外の者が行う下水道等への区域外流入について適用する。

(区域外流入の許可基準)

第4条 管理者は、区域外流入について排水施設を設置する許可の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当し、かつ、令第17条の技術上の基準に適合するものであるときは、排水施設を設置を許可しなければならない。

- (1) 申請地が豊田市污水適正処理構想における下水道区域内であるもの
- (2) 市の施策に基づいて行われる事業で、下水道等への接続が必要であるもの
- (3) 申請地が本管の布設を必要とせず、下水道等へ接続が可能であるもの

(許可の申請等)

第5条 前条の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規程第16条第1項の規定により、物件設置許可申請書（以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 土地利用計画平面図
- (3) 排水施設計画図面（平面図、縦断図、構造図等）
- (4) 計画汚水量及び計画水質がわかる資料
- (5) 現況写真
- (6) 公図の写し
- (7) その他管理者が必要と認める資料

2 管理者は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、排水施設の設置を許可する場合は、規程第16条第2項の規定により、物件設置許可書（以下「許可書」という。）を申請者に交付するものとする。排水施設の設置を許可しない場合は、申請者に物件設置不許可通知書（様式第1号）を交付しなければならない。

3 管理者は、前項の規定による許可について条件を付することができる。

(標準処理期間)

第6条 前条第2項の規定による処分に通常要すべき標準的な期間は、30日間とする。ただし、愛知県流域下水道維持管理要綱第9条第1項の規定により、流域関連公共下水道への区域外流入のうち1日当たりの汚水量が50 m³以上のものは、この限りではない。

(変更等)

第7条 第5条第2項に規定する許可を受けた者は、許可を受けた内容を変更しようとする場合、事前に管理者と協議を行い、第5条第1項の規定に準じて変更申請を行う。この場合において、当該変更申請の手続については第5条第2項及び第3項の規定を準用する。

2 第5条第2項に規定する許可を受けた者は、当該許可に係る区域外流入を取りやめようとする場合、管理者に物件設置許可廃止届（様式第2号）を届け出なければならない。

(許可後の手続)

第8条 許可書を交付された者は、すみやかに規程第3条（規程第18条において準用する汚水処理施設を含む。）に規定する下水道等接続の手続を行わなければならない。

2 申請者は、下水道等の接続に際し、本管延伸を伴う場合には、許可書の交付後、豊田市下水道承認工事要綱に基づき、本管延伸の手続を行わなければならない。

(法令等の遵守)

第9条 申請者は、下水道等の接続に当たり、法令等の規定を遵守しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱の施行に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

物件設置不許可通知書

様

豊田市事業管理者



令和 年 月 日付けで申請のありました物件設置許可申請について、審査の結果、不許可となりましたので通知します。

設置場所	豊田市
設置目的	
不許可の理由	

教示

- (1) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、豊田市事業管理者に対して審査請求をすることができます。
なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- (2) この処分に不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊田市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます。この訴訟において豊田市を代表とする者は、豊田市事業管理者となります。
なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- (3) 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊田市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。この訴訟において豊田市を代表する者は、豊田市事業管理者となります。

物件設置許可廃止届

令和 年 月 日

豊田市事業管理者 様

住所

氏名

電話

次のとおり、許可を受けた物件設置許可について、廃止をしたいので届け出ます。

許可年月日	令和 年 月 日
許可番号	豊上下水施発 第 号
廃止日	年 月 日
廃止理由	
添付書類	位置図、平面図、物件設置許可書の写し、現場写真
備考	